

【No.150:こども基本法について】

1. こども基本法の基本的な知識について確認しましょう。

○(記述式)

こども基本法の6つの基本理念を書いてください。

1つ目:

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること

2つ目:

全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

3つ目:

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

4つ目:

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利が優先して考慮されること

5つ目:

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境の確保をすることにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること

6つ目:

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること

○(穴埋め式)以下の文章の括弧に当てはまる語句を書いてください。

こども大綱とは、( **こども基本** )法に基づく我が国初の大綱です。令和 5 年 12 月 22 日に ( **閣議** )決定されました。

こども大綱に掲げられるこどもまんなか社会は、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、( **身体** )的・( **精神** )的・( **社会** )的に将来にわたって幸せな状態( **ウェルビーイング** )で生活を送ることができる社会」です。

○(選択式)以下の文章の括弧に当てはまる語句を選択肢から選んでください。

こどもまんなか社会の実現に向けて大事にすることは以下の6つです。

1. こども・若者を((コ)権利の主体)として認識し、その多様な人格・個性を((ア)尊重)し、((カ)権利)を保障し、こども・若者の今とこれからの((セ)最善の利益)を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の((ウ)視点)を尊重し、その((ツ)意見)を聴き、((エ)対話)しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者の((ケ)ライフステージ)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 良好な((シ)成育環境)を確保し、((サ)貧困)と((イ)格差)の解消を図り、全てのこども・若者が((キ)幸せな状態)で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な((チ)価値観)・考え方を大前提として若い世代の視点に立って((オ)結婚)、((ク)子育て)に関する希望の形成と実現を阻む隘路(あるいは)の打破に取り組む。
6. 施策の総合性を確保するとともに、((ソ)関係省庁)、((ス)地方公共団体)、((タ)民間団体)等との連携を重視する。

○(選択式)以下の文章の括弧に当てはまる語句を選択肢から選んでください。

※選択肢は次ページにあります

こども大綱と教育基本法に基づく教育振興基本計画は((シ)連携)する必要があるという認識の下、こども大綱には学校教育関係の記載が多く盛り込まれています。

具体的には、ライフステージを通じた重要事項として、「こども・若者が((ウ)権利)の((ア)主体)であることの社会全体での共有等」、「多様な((ソ)遊び)や((カ)体験)、活躍できる機会づくり」、「こども・若者の((ク)自殺)対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」などの施策が盛り込まれています。また、ライフステージ別の重要事項として、「学童期・思春期」のパートでは、「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い((ケ)公教育)の((イ)再生)」、「((サ)成年年齢)を迎える前に必要となる((エ)知識)に関する情報提供や教育」、「((セ)いじめ)防止」、「((キ)不登校)のこどもへの支援」、「((ス)校則)の見直し」、「((オ)体罰)や((コ)不適切な指導)の防止」などの施策が盛り込まれています。